

労災保険財政懇談会

日時 令和5年10月13日(金)10:00~

場所 仮設第4会議室

議事次第

- (1) 開会
- (2) 出席者紹介
- (3) 資料説明
- (4) 資料質疑及び意見聴取
- (5) まとめ
- (6) 閉会

議題

- (1) 責任準備金の算定方法
- (2) その他

配付資料

- 資料1 労災保険財政について
 - 資料2 労災保険の責任準備金及び積立金について
 - 資料3 労災保険率の設定に関する基本方針の改定について
 - 資料4 関係法令
- 労災保険財政懇談会開催要綱

労災保険財政について

令和5年10月13日 労災保険財政懇談会資料

労働者災害補償保険制度について

背景・趣旨

- 労災保険は、労働者の業務災害、複数業務要因災害及び通勤災害に対して迅速かつ公正な保護をするために保険給付を行い、あわせて被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保の確保等を図ることにより、労働者の福祉の増進に寄与することを目的としているもの。
- 労働者の業務災害については、使用者は労働基準法に基づく災害補償責任を負っているが、同法の災害補償に相当する労災保険給付が行われる場合には、この責任は免除され、労災保険が実質的に事業主の災害補償責任を担保する役割を果たしているもの。

概要・仕組み

- 労働者災害補償保険法により、労働者を使用するすべての事業に適用。
- 費用は、原則として事業主の負担する保険料によって賄われ、労働保険特別会計労災勘定によつて経理。

〔主な保険給付〕

- 療養(補償)給付、複数事業労働者療養給付…必要な療養を給付
- 休業(補償)給付、複数事業労働者休業給付…休業1日につき給付基礎日額(※1)の60%を支給
- 障害(補償)給付、複数事業労働者障害給付…障害が残った場合に年金又は一時金を支給
- 遺族(補償)給付、複数事業労働者遺族給付…遺族に対し年金又は一時金を支給

※1：給付基礎日額…原則として、給付事由発生日以前の直近3か月の平均賃金

※2：上乗せとして、特別支給金が支給される場合があり、休業特別支給金では休業1日につき給付基礎日額の20%を支給

〔社会復帰促進等事業の概要〕

- 社会復帰促進事業…特定疾病アフターケアの実施、義肢・車いす等の支給等
- 被災労働者等援護事業…被災労働者に対する介護の実施、労災就学等援護費の支給等
- 安全衛生確保等事業…第三次産業労働災害防止対策支援事業、産業保険活動総合支援事業費補助金、未払賃金の立替払事業、働き方改革推進支援助成金等

基本データ

○適用事業数(労災のみ)	約296万事業場(令和4年度末)	○適用労働者数	約6,068万人(令和3年度末)
○新規受給者数	678,604人(令和3年度)	○年金受給者数	194,737人(令和4年度末)
○保険料収入	8,908億円(令和4年度)	○保険料収納率	98.9%(令和4年度)
○保険給付等	8,023億円(令和4年度決算額)	○社会復帰促進等事業	742億円(令和4年度決算額)

労災保険給付の主な内容

療養(補償)等給付

(2,414億円)

被災労働者が傷病を受けたことによる損害を填補するもの。

休業(補償)等給付

(1,017億円)

被災労働者がその受けた傷病の治療のために労働することができず、そのため収入を得られなかつたことによる日々の損害を填補するもの。

傷病(補償)等年金

(106億円)

被災労働者がその受けた傷病により一定の障害の状態にあり、その結果労働能力を喪失したことによる損害を填補するもの。

障害(補償)等給付

(年金1,228億円、前払一時金6億円、
一時金281億円)

被災労働者がその受けた傷病の治癒後ににおいて身体に障害を残し、その結果将来に向かって労働能力の全部又は一部を喪失し、そのために入を得られなくなつたことによる損害を填補するもの。

遺族(補償)等給付

(年金1,775億円、前払一時金17億円、
一時金78億円)

被災労働者が死亡したために将来に向かってその者から扶養を受けられなくなつたことによる損害を填補するもの。

※()内は令和4年度の支払実績

労災保険経済概況

(単位:億円)

区分	分	30年度 (決算)	元年度 (決算)	2年度 (決算)	3年度 (決算)	4年度 (決算見込み)
① 収	入	11,705	12,036	12,332	11,746	11,779
うち 保険料 収納額		8,249	8,621	8,972	8,503	8,617
うち 利子収入		1,256	1,203	1,118	1,061	1,018
うち 前年度より受入(支払備金等)		1,989	1,977	2,000	1,933	1,904
② 支	出	12,151	12,467	12,253	11,885	11,809
うち 保険給付費等		8,396	8,496	8,243	8,138	8,023
うち 社会復帰促進等事業費		662	802	907	747	742
うち 翌年度への繰越額(支払備金等)		1,977	2,000	1,933	1,904	1,941
決算上上の収支		△ 446	△ 431	79	△ 139	△ 30
積立金累計額		78,670	78,239	78,318	78,180	78,149

注) 1 労災保険の積立金は、労災年金受給者への将来の年金給付費用に充てる原資である。

(年金受給者数:194,737人(令和4年度))

2 収入には、事業主が負担する労災保険料のほか、積立金等の運用収入、支払備金等の前年度からの受入金等が含まれている。

3 支出には、保険給付費等の当年度歳出額のほか、翌年度へ繰越される支払備金等が含まれている。

4 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数においては合計と一致していないものがある。

労災保険の積立金・責任準備金について

積立金について

- 積立金は保険給付に必要な金額を積み立てているものであり、労災保険には、将来にわたつて長期間の給付を行う年金給付（傷病（補償）等年金、障害（補償）等年金、遺族（補償）等年金）があることから、その原資を積立金として保有。

- 年金給付に必要な額をあらかじめ積立金として保有することの利点

- ① 過去の災害に起因する年金給付を、将来の保険料率にしわ寄せせずに済むことにより、保険料負担の公平性が図られる。また、事業主の災害防止活動等により災害が減ると、減った分に応じて保険料負担を減らすこと（保険料率の引き下げ）ができる。
- ② 積立金の財政融資金への預託による利子収入を、年金給付の財源に充てることができる。

- 令和4年度末の積立金の額 : **7兆8,149億円** (見込み) ※ 概ね責任準備金に見合った積立金を保有

責任準備金について

- 責任準備金の額は、現に年金給付を受けている被災者又は遺族に対し、将来支払うこととなる年金給付総額の現在価値を、保険数理に基づいて算出したものである。

- 令和4年度末における責任準備金の額 : **7兆7,541億円** (見込み)

※ 責任準備金の規模感を概算で把握する場合は、以下のようにイメージするとわかりやすい。

年金受給者数（約20万人）×平均年金額（約200万円）×平均残存受給期間（約20年）=約8兆円

労災保険の積立金について

労災勘定

積立金明細表（平成29年度から令和3年度まで各年度末現在）

区分	令和3年度(円)	令和2年度(円)	令和元年度(円)	平成30年度(円)		平成29年度(円)		前年度		比較の差			
				令和3年度(円)	令和2年度(円)	令和3年度(円)	令和2年度(円)	令和元年度(円)	令和3年度(円)	令和2年度(円)	令和元年度(円)		
積立金	7,831,849,202,813	7,823,941,116,552	7,867,023,755,186	7,911,666,799,006	7,893,829,732,715	増	7,908,086,261	減	43,082,638,634	減	44,643,043,820	増	17,837,066,291
繰替使用中	0	0	0	25,000,000,000	0	0	0	0	0	0	25,000,000,000	増	25,000,000,000
財政融資資金預託金	7,831,849,202,813	7,823,941,116,552	7,867,023,755,186	7,886,666,799,006	7,893,829,732,715	増	7,908,086,261	減	43,082,638,634	減	19,643,043,820	減	7,162,933,709
約定期間1年以上 月未満	210,000,000,000	495,316,352,383	126,442,034,837	160,000,000,000	170,000,000,000	減	285,316,352,383	増	368,874,317,546	減	33,557,965,163	減	10,000,000,000
約定期間3月以上 年未満	97,908,086,261	0	161,956,956,180	148,042,034,837	163,042,034,837	増	97,908,086,261	減	161,956,956,180	増	13,914,921,343	減	15,000,000,000
約定期間7年以上	7,523,941,116,552	7,328,624,764,169	7,578,624,764,169	7,578,624,764,169	7,560,787,697,878	増	195,316,352,383	減	250,000,000,000	0	増	17,837,066,291	

(注) 1 本年度決算の結果、翌年度において積立金から補足すべき額が 13,885,423,471 円である。

2 労働保険特別会計労災勘定においては、法第103条第1項の規定により「労災保険事業の保険給付費及び社会復帰促進等事業費(特別支給金に充てるためのものに限る。)に充てるために必要な金額」を積立金として積み立てることとしており、労災年金債務の履行等に充てるため、徴収勘定から繰り入れられた労働保険料の一部を積立金として積み立てることとしている。

なお、令和3年度末における必要な積立金は、7,353,869,831,110 円である。

【令和3年度 労働保険特別会計決算参考書により】

（参考条文）

特別会計に関する法律 第103条第1項

労災勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、当該剰余金のうち、労災保険事業の保険給付費及び社会復帰促進等事業費(特別支給金に充てるためのものに限る。第五項において同じ。)に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

労災保険の責任準備金について

貸 借 対 照 表

【令和3年度特別会計財務書類より抜粋】

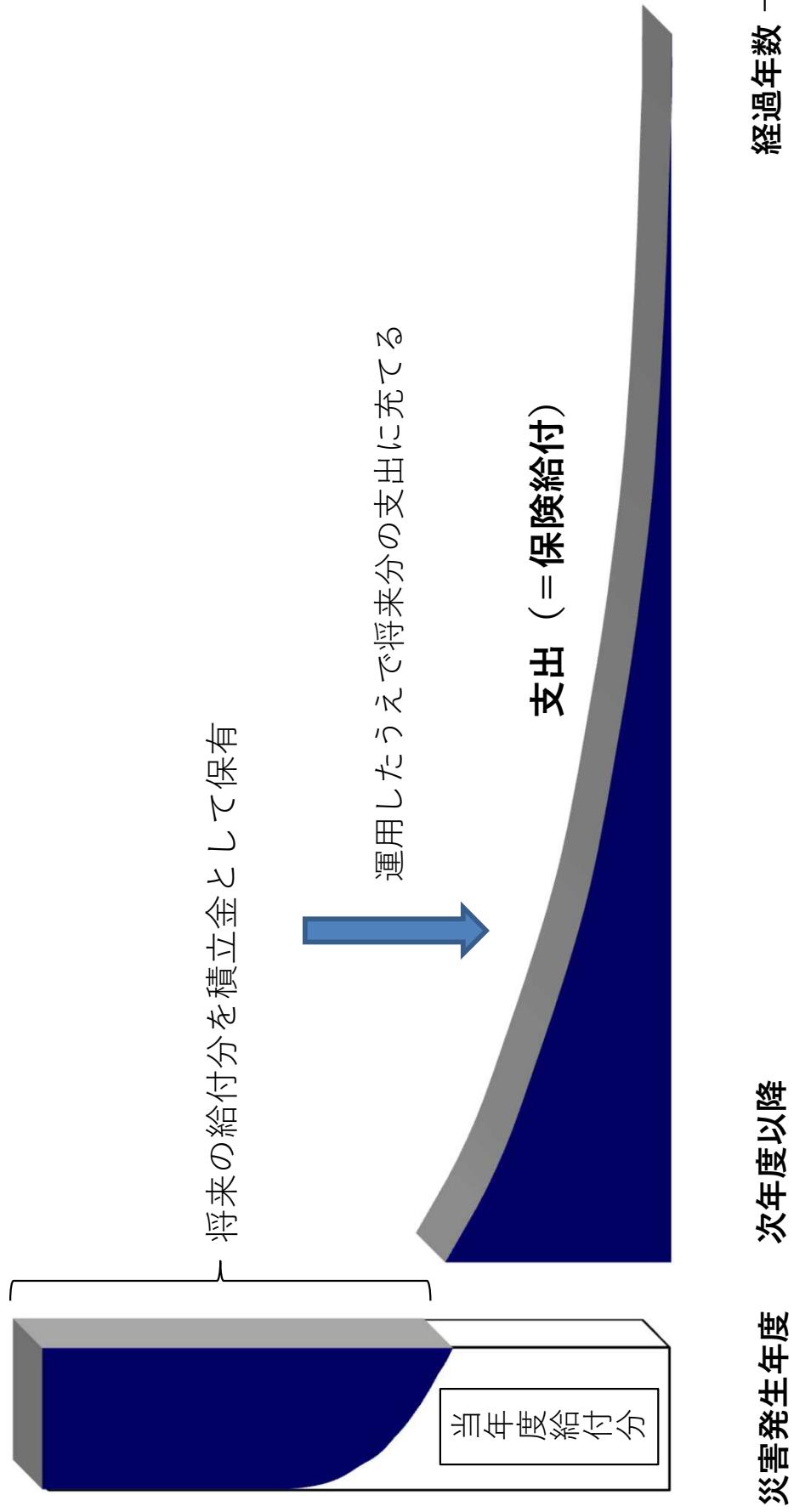
(単位：百万円)

	前会計年度 (令和3年 3月31日)	本会計年度 (令和4年 3月31日)	<負債の部>	前会計年度 (令和3年 3月31日)	本会計年度 (令和4年 3月31日)
<資産の部>					
現金・預金	8,025,099	8,008,401	未払金	30	28
未収益金	47,498	39,043	支払備金	169,004	166,424
未払費用	25,348	24,065	未経過保険料	22,552	23,046
前払費用	14,125	11,248	賞与引当金	1,607	1,470
貸倒引当金△	5	5	責任準備金	7,504,805	7,353,869
有形固定資産(公共用財産を除く)					
国有財産	53,551	52,168	退職給付引当金	26,738	25,771
土地	55,475	53,705	他会計繰入未済金	1,096	1,016
立木	22,519	22,425			
建物	25,856	24,823			
工作物	4,914	4,603			
建設仮勘定	22	40	負債合計	7,725,835	7,571,626
物品	1,923	1,537			
無形固定資産	10,949	12,092	<資産・負債差額の部>		
出資金	277,584	296,283	資産・負債差額	709,009	855,889
資産合計	8,434,844	8,427,516	負債及び資産・負債差額合計	8,434,844	8,427,516

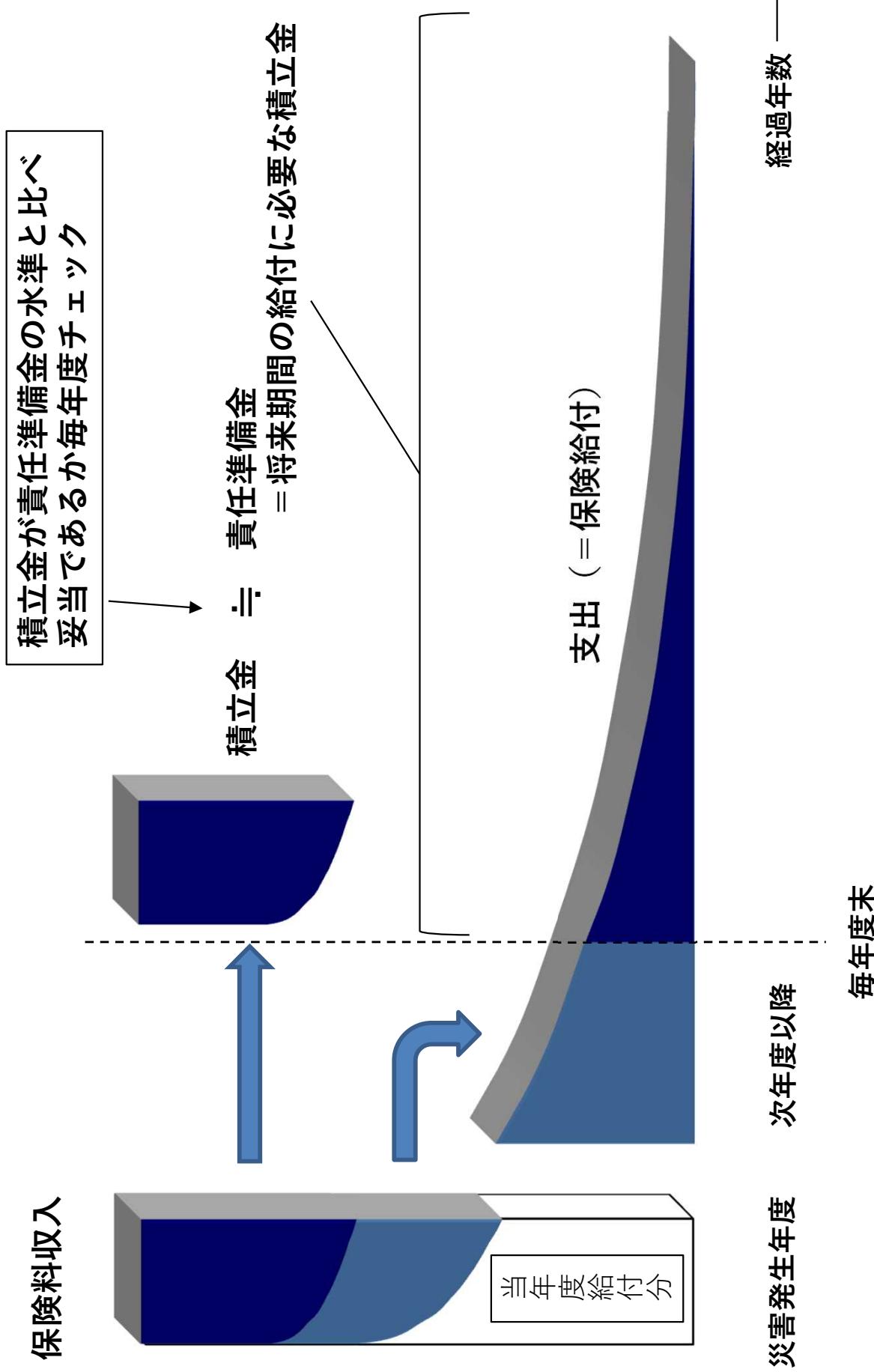
・「責任準備金」には、労災年金債務の履行に要する責任準備金を充足賦課方式により計上している。

(参考) 充足賦課方式の考え方

保険料収入：災害発生時点の事業主集団から将来の給付分も含めて保険料で徴収（＝充足賦課方式）



(参考) 責任準備金の考え方



※ 実際の責任準備金は、全ての災害発生年度別の金額を合計したもの。
※ 積立金は、運用収入や保険給付以外の収入や支出も加味される。

令和3年12月9日 行政改革推進会議 「特別会計に関する検討の結果のとりまとめ」(抄)

- 労働保険特別会計（所管府省：厚生労働省）：昭和22年に失業保険事業等の経理を明確化するため設置された失業保険特別会計及び労働者災害補償特別会計が、昭和47年に一元化され設置されたものである。さらに、昭和50年から従来の失業保険制度に代わり、失業補償機能を発展的に継承するとともに、雇用構造の改善等雇用に関する総合的機能を有する雇用保険制度が新設された。
本特別会計では、労災保険事業を経理する労災勘定、雇用保険事業を経理する雇用勘定及び労働保険料の徴収に係る業務を経理する業務を区分している。

- 一 労災勘定は、「労働者災害補償保険法」（昭和22年法律第50号）に基づき、「労働基準法」（昭和22年法律第49号）に定める使用者の災害補償責任を担保するため、労災保険事業として、労働者の負傷、疾病、障害、死亡等のうち、業務上の事由等によるに必要な保険給付を行うとともに、被災労働者の社会復帰の促進等事業を行っている。
本勘定は、労災保険事業が事業主から徴収している保険料により行われることから、その受益と負担の関係の明確化や適正な保険料率の設定を可能とするため、一般会計や他勘定と区分して経理する必要がある。

本勘定は、労災年金債務の履行に必要な原資（責任準備金）の財源として積立てを行っているが、責任準備金の算出根拠となる賃金上昇率や運用利回りについては、設定値と実績値とが乖離していることからも、妥当性について検証を行うとともに、その適正水準について引き続き検討する必要がある。

（以下略）

労災保険の責任準備金 及び積立金について

令和5年10月13日 労災保険財政懇談会資料

令和4年度末責任準備金の算定について(1)

1 責任準備金の推移

	平成30年度末 令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末 (見込み)	対前年度比較 (億円) (%)
積立金	7兆8,670億円	7兆8,239億円	7兆8,318億円	7兆8,180億円	△30 △0.04
責任準備金	7兆6,776億円	7兆6,344億円	7兆5,048億円	7兆3,539億円	7兆7,541億円 4,002 5.4
充足率(%)	102.5	102.5	104.4	106.3	100.8 - -
積立金と責任準備金との差額	1,895億円	1,896億円	3,270億円	4,641億円	608億円 △ 4,033 -

内訳

(単位: 億円)

責任準備金 合計	傷病(補償)年金			障害(補償)年金			遺族(補償)年金	
	小計	じん肺	せき損	その他	小計	1～3級	4～7級	
77,541	2,506	485	975	1,045	26,561	8,489	18,072	46,512
								402 1,560

※ 合計は、端数処理の関係で必ずしも一致しない。

令和4年度末責任準備金の算定について(2)

1 新規受給者数

(単位:人)

	新規受給者数	傷病(補償)年金			障害(補償)年金			遺族(補償)年金			特別遺族年金(石綿)		
	計	じん肺	せき損	その他	計	1-3級	4-7級	計	1-3級	4-7級	計	1-3級	4-7級
4年度	4,241	354	129	69	156	1,578	564	1,014	2,211	98			
3年度	4,571	325	96	76	153	1,794	631	1,163	2,432	20			
差	△330	29	-	-	-	△216	-	-	△221	78			

2 年度末現在受給者数

(単位:人)

	年度末受給者数	傷病(補償)年金			障害(補償)年金			遺族(補償)年金			特別遺族年金(石綿)		
	計	じん肺	せき損	その他	計	1-3級	4-7級	計	1-3級	4-7級	計	1-3級	4-7級
4年度	194,737	3,977	1,244	1,413	1,320	80,345	17,256	63,089	109,483	932			
3年度	199,859	4,284	1,440	1,469	1,375	82,452	17,565	64,887	112,245	878			
差	△5,122	△307	-	-	-	△2,107	-	-	△2,762	54			

3 平均年金額

(単位:万円)

	平均年金額	傷病(補償)年金			障害(補償)年金			遺族(補償)年金			特別遺族年金(石綿)		
	計	じん肺	せき損	その他	計	1-3級	4-7級	計	1-3級	4-7級	計	1-3級	4-7級
4年度	186	558	443	538	694	169	258	145	188	251			
3年度	188	560	456	543	695	169	260	145	191	244			
差	△2	△2	-	-	-	△0	-	-	△2	7			

(注) 表示上の数値の差と、差の欄に記載した数値は、端数処理の関係で必ずしも一致しない。

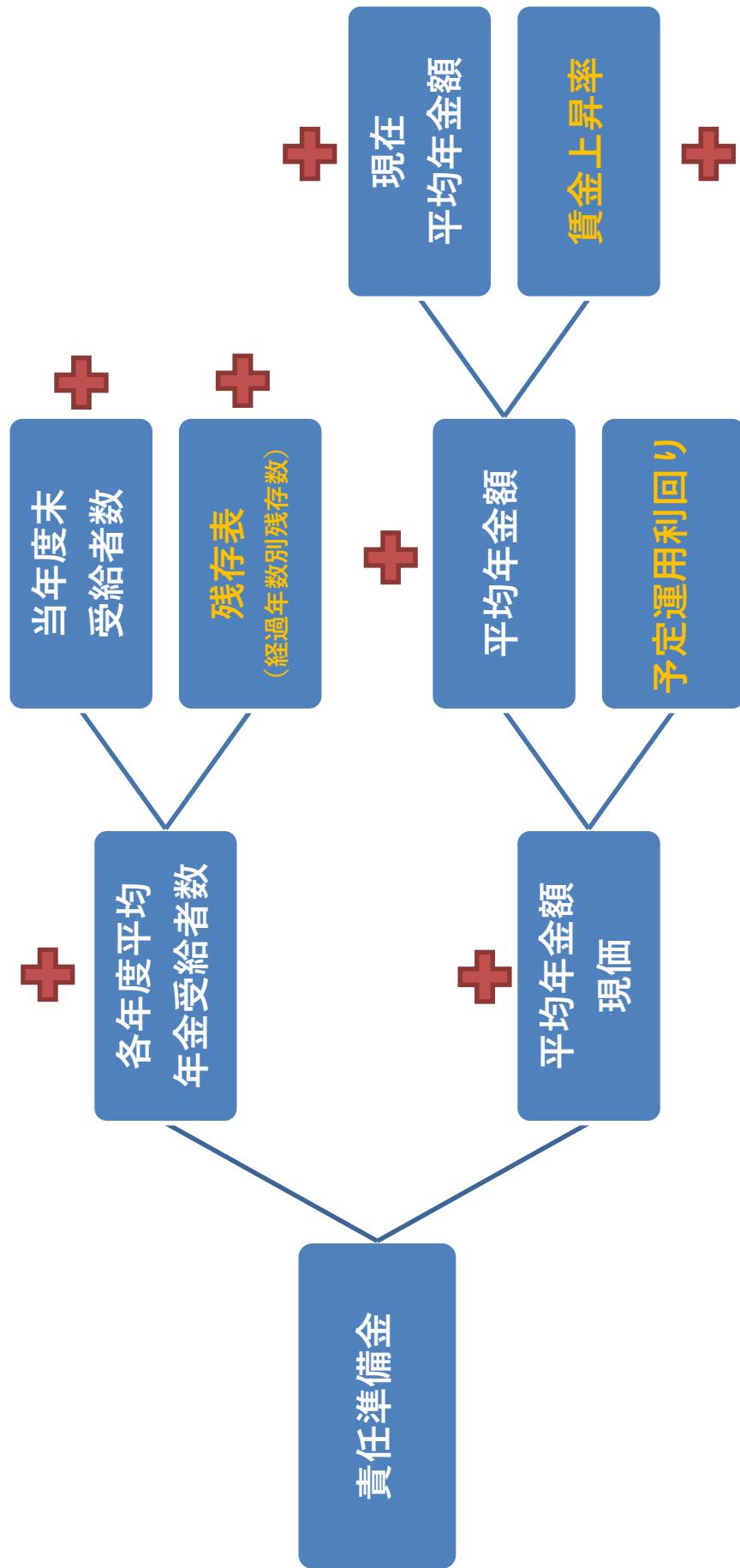
責任準備金の変動の要因分解について

	賃金上昇率	運用利回り	残存表	責任準備金	責任準備金の増減 要因の内訳
令和3年度末	1.0%	1.06%	従前	7兆3,539億円	-3,006億円（注）
	↓	↓	↓	↓	↓
令和4年度末	1.0%	1.06%	従前	7兆533億円	+630億円
	↓	↓	↓	↓	↓
	1.0%	1.0%	従前	7兆1,163億円	+5,993億円
	↓	↓	↓	↓	↓
	1.5%	1.0%	従前	7兆7,156億円	+385億円
	↓	↓	↓	↓	↓
	1.5%	1.0%	更新後	7兆7,541億円	
					合計 +4,002億円

15

(注) 前提条件を変更しなかった場合の影響（-3,006億円。-4.1%）のうち、
 ・年金受給者数の減少の影響が-2.6%程度
 ・平均年金額の影響が-1.1%程度

責任準備金の要因分解について



(注)

(注) 各要素が増加または上昇したときに、責任準備金が増加するものに「+」の符号を付け、各要素が減少または低下したときに、責任準備金が増加するものに「-」の符号を付けている。

(参考) 責任準備金の算定方法について

責任準備金（将来にわたって年金を支給するために必要な積立金）の額は、次のように算定する。

- (1) 年度末の年金受給者数と残存表（年金の受給を開始した人々が経過年数ごとにどのように推移するかをモデル化した表）を基に、次年度以降の各年度について年金受給者数を推計
- (2) 一人当たりの平均年金支給額に賃金上昇率を掛けることにより、次年度以降の各年度について一人当たりの平均年金支給額を推計
- (3) (1) の人數と(2) を掛けることにより、次年度以降の各年度についての年金支給額を算定
- (4) (3) で算定した各年度の支給額を運用利回りで割り引いて合計
- (5) 7つの区分ごとに(1)～(4) の計算を行い、合計した金額に、現在の傷病（補償）等・障害（補償）等年金受給者が将来死亡し、遺族（補償）等年金に移行した場合の遺族（補償）等年金分を足し上げる。

※7つの区分とは、①傷病（補償）等年金・じん肺、②傷病（補償）等年金・せき損、③傷病（補償）等年金・その他、④障害（補償）等年金・～3級、⑤障害（補償）等年金4～7級、⑥遺族（補償）等年金、⑦特別遺族年金（石綿）

1. 賃金上昇率の設定について

令和4年度末の責任準備金の算定では、賃金上昇率を1.5%と設定している。

⇒ これにより、n年後の平均年金額は、現時点の 1.015^n 倍となる。

○賃金上昇率設定の根拠

(1) 昨今的情勢より、
①統計による賃金上昇率が拡大していること
②内閣府の中長期の経済財政に関する試算の公表系列に新たに追加された賃金上昇率の見込み等を踏まえて、昨年度まで採用していた賃金上昇率 1.0% を1.5%と設定。

(2) 令和5年1月の労災保険財政懇談会において、
①将来の賃金上昇率を予測することは非常に困難であるが、昨今的情勢から、賃金上昇率の設定は上げることが妥当。
②責任準備金は、現在年金を受給している方々のみを対象としており、足元から10年程度の経済を想定することが重要。
③しばらくは運用利回りにより賃金上昇率の方が高くなり責任準備金の水準が上がることも考えられる。
④責任準備金の算定に用いる基礎率については、社会情勢を捉えながら、少しずつ実態に合わせていくこということが良い。
という意見があつたこと。

年金スライド率について

- 主旨
 - ・ 労災保険年金は、原則として、個々の被災者の被災時における平均賃金を基に算定した給付基礎日額に基づき給付。
 - ・ しかし、年金の給付は長期にわたるため、被災時の給付基礎日額に基づく給付額のまでは、必ずしも現実の稼得能力を反映したものにならない。
 - ・ そのため、被災時の給付基礎日額に、労働者の平均給与額の変動に基づく「スライド率」を乗じることにより、年金給付の実質的価値を給付時の賃金水準に合わせている。

2. 算定方法

$$\text{令和5年8月以降の年金スライド率} = \frac{\text{令和4年度の平均給与額}}{\text{被災年度の平均給与額}}$$

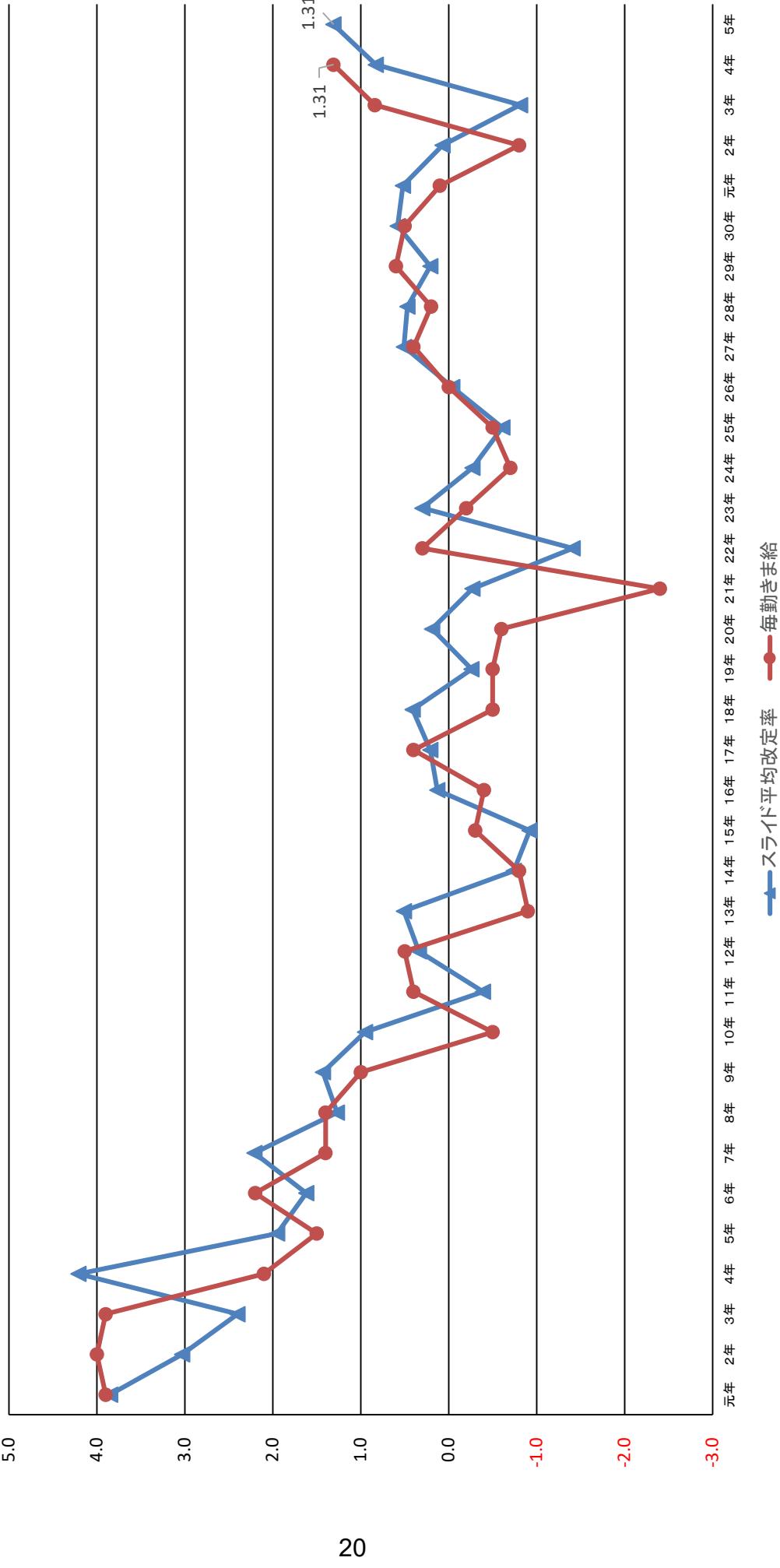
- ・ スライド率は、毎年度8月～翌7月に給付する分ごとに改定。被災時期が異なれば、適用されるスライド率も異なる。
- ・ 平均給与額は毎月勤労統計のきまとて支給する給与から算出
- ・ 被災時の翌々年度からスライド率に基づき改定（令和5年8月以降のスライド率については昭和22年度（制度発足）～令和3年度に被災したものについて適用）

3. 年金スライド平均改定率の推移

年度	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
(%)	-0.04	0.51	0.47	0.21	0.58	0.52	0.07	-0.81	0.83	1.31

賃金上昇率に関する参考資料(1)

毎月勤労統計のきまつて支給する給与前年比と年金スライド平均改定率



※ 年金スライド平均改定率は、表章した年度の8月以降に適用される。

賃金上昇率に関する参考資料(2)

○労災年金スライド平均改定率の推移 及び きまつて支給する給与の推移(調査産業計、事業所規模5人以上)

年度	年金スライド平均改定率(%)	きまつて支給する給与(円)	前年度比(%)	(参考)消費者物価指數(総合)前年度比(%)
平成26年度	-0.04	262,325	0.0	2.9
平成27年度	0.51	260,800	0.4	0.2
平成28年度	0.47	261,345	0.2	-0.1
平成29年度	0.21	262,873	0.6	0.7
平成30年度	0.58	264,241	0.5	0.7
令和元年度	0.52	264,423	0.1	0.5
令和2年度	0.07	262,286	-0.8	-0.2
令和3年度	-0.81	264,471	0.8	0.1
令和4年度	0.83	267,938	1.3	3.2
令和5年度	1.31	—	—	—

(資料出所) 厚生労働省「毎月勤労統計」、総務省「消費者物価指數」

*年金スライド平均改定率は、表章した年度の8月以降に適用される。
当該改定率は、前々年度から前年度にかけてのきまつて支給する給与の増減に基づき計算されるため、左表の改定率と前年度比との間では1年のずれが発生している。

年月	きまつて支給する給与(円)	前年同月比(%)	(参考)消費者物価指數(総合)前年同月比(%)
令和4年8月	266,004	1.6	3.0
令和4年9月	267,896	1.8	3.0
令和4年10月	268,796	1.5	3.7
令和4年11月	269,215	1.8	3.8
令和4年12月	268,844	1.6	4.0
令和5年1月	265,874	0.9	4.3
令和5年2月	266,160	0.9	3.3
令和5年3月	268,979	0.5	3.2
令和5年4月	272,918	0.8	3.5
令和5年5月	270,132	1.6	3.2
令和5年6月	271,968	1.4	3.3
令和5年7月	271,540	1.3	3.3
令和5年8月(速報)	270,082	1.6	3.2

賃金上昇率に関する参考資料(3)

○2023春季生活闘争まとめ(日本労働組合総連合会)より抜粋

1. 賃上げ(月例賃金)

①平均賃金方式 (集計組合員数による加重平均)

平均賃金方式	2023回答 (2023年7月5日公表)			2022回答 (2022年7月5日公表)		
	集計組合員数	定昇相当込み賃上げ計額	率	昨年対比	集計組合員数	定昇相当込み賃上げ計額
5,272組合 2,877,053人	10,560円	3.58%	4,556円 1.51%	4,944組合 2,710,296人	6,004円	2.07%
300人未満 計 362,688人	8,021円	3.23%	3,178円 1.27%	3,596組合 340,095人	4,843円	1.96%
~99人 96,456人	6,867円	2.94%	2,480円 1.05%	2,184組合 88,939人	4,387円	1.89%
100~299人 266,232人	8,451円	3.32%	3,441円 1.34%	1,412組合 251,156人	5,010円	1.98%
300人以上 計 2,514,365人	10,957円	3.64%	4,774円 1.55%	1,348組合 2,370,201人	6,183円	2.09%
300~999人 524,199人	9,389円	3.44%	3,994円 1.44%	902組合 485,271人	5,395円	2.00%
1,000人~ 1,990,166人	11,380円	3.69%	4,984円 1.57%	446組合 1,884,930人	6,396円	2.12%

*2023年と2022年で集計対象組合が異なるため、「定昇相当込み賃上げ計」の前年対比は整合しない。

『参考』 賃上げ分が明確に分かれる組合の集計 (加重平均)

『参考』 賃上げ分が明確に分 かる組合の集計 (加重平均)	2023回答 (2023年7月5日公表)			2022回答 (2022年7月5日公表)		
	集計組合員数	定昇相当込み 賃上げ分	賃上げ分 昨年対比	集計組合員数	定昇相当込み 賃上げ分	賃上げ分
3,186組合 2,320,523人	10,995円 3.69%	5,983円 2.12%	4,719円 1.49%	2,213組合 1,938,910人	6,474円 2.20%	1,864円 0.63%
300人未満 計 238,848人	9,169円 3.57%	4,982円 1.96%	3,210円 1.24%	1,376組合 167,398人	5,769円 2.26%	1,772円 0.72%
~99人 49,072人	8,333円 3.36%	4,433円 1.87%	2,636円 1.10%	636組合 32,128人	5,461円 2.24%	1,797円 0.77%
100~299人 189,776人	9,387円 3.62%	5,124円 1.99%	3,358円 1.28%	740組合 135,270人	5,842円 2.27%	1,766円 0.71%
300人以上 計 2,081,675人	11,222円 3.71%	6,098円 2.14%	4,225円 1.52%	837組合 1,771,512人	6,546円 2.19%	1,873円 0.62%
300~999人 417,141人	10,139円 3.68%	5,698円 2.09%	3,919円 1.43%	533組合 291,462人	6,093円 2.25%	1,779円 0.66%
1,000人~ 1,664,534人	11,502円 3.71%	6,198円 2.16%	4,306円 1.55%	304組合 1,480,050人	6,637円 2.18%	1,892円 0.61%

【概要】(抜粋)

賃上げ分が明確に分かる3,186組合の「賃上げ分」は5,983円・2.12%、うち中小組合2,019組合は4,982円・1.96%となり、いずれも賃上げ分の集計を開始した2015闘争以降で最も高い。

経済財政運営と改革の基本方針 2023（令和5年6月16日閣議決定）（抜粋）

（家計所得の増大と分厚い中間層の形成）

今年の春季労使交渉の賃上げ率は約30年ぶりの高い伸びとなつた。この賃上げの流れの維持・拡大を図り、特に我が国の雇用の7割を占める中小企業が賃上げができる環境の整備に取り組むほか、最低賃金の引上げや同一労働・同一賃金制度見直しの検討等を通じて非正規雇用労働者の待遇改善を促し、我が国全体の賃金の底上げ等による家計所得の増大を取り組む。

中小企業等の賃上げの環境整備については、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇等の強化を行う。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討する。さらに、各サプライチェーンにおいて賃上げ原資となる付加価値の増大を図り、マークアップ率を高めるとともに、付加価値の適切な分配を促進するため、エネルギーコストや原材料費のみならず、賃上げ原資の確保も含めて適切な価格転嫁が行われるよう取引適正化の促進を強化する。その一環として、特に労務費の転嫁状況について業界ごとに実態調査を行った上で、労務費の転嫁の在り方にについて指針を年内にまとめる。また、業界団体に自主行動計画の改定・徹底を求めるほか、「価格交渉促進月間」の取組や価格交渉の支援を行う。

最低賃金については、昨年は過去最高の引上げ額となつたが、今年は全国加重平均1,000円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論を行う。また、地域間格差に関しては、最低賃金の目安額を示すランク数を4つから3つに見直したところであり、今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差を是正を図る。今夏以降は、1,000円達成後の最低賃金引上げの方針についても、新しい資本主義実現会議で議論を行う。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版（令和5年6月16日閣議決定）（抜粋）

(7) 多様性の尊重と格差のはざみ

- ① 最低賃金について、昨年は過去最高の引上げ額となつたが、本年は、全国加重平均1,000円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論をいただく。また、最低賃金の地域間格差には、最低賃金の地域別最低賃金の最高額に対する比率を引き上げる等、地域間格差のはざみを正を図る。今後とも、地域別最低賃金の最高額の最低額の比率を引き上げる等、地域間格差のはざみを正を図る。本年夏以降は、1,000円達成後の最低賃金引上げの方針についても、新しい資本主義実現会議で、議論を行う。
- ② 中小・小規模企業等の賃上げに向けた環境整備等 中小・小規模企業の賃上げには、成長と“賃金上昇”的好循環を実現する価格転嫁対策や生産性向上支援が不可欠であり、こうした取組を通じて、地域の人手不足に対応するとともに、国際的な人材獲得競争に勝てるようになる。

基本方針（令和5年9月13日閣議決定）（抜粋）

1. 物価高対策と新しい資本主義の加速 エネルギー・食糧を始めとした物価高に直面する国民生活を守るために、スピード感をもって対応する。人の投資を強化し、労働市場改革を進めることにより、構造的な賃上げ、消費拡大を実現し、持続的な成長と分配の好循環を成し遂げる。また、GX（グリーン・トランスマーケーション）、DX（デジタル・トランスマーケーション）、科学技術・イノベーション、スタートアップといった重点分野に官民の投資を集め、新たな産業構造への転換を進める。これによつて、社会課題の解決と持続的な経済成長を同時に実現する。あわせて、交通・物流インフラなど地方を支える基盤づくりへの積極的な投資や、農業、観光、中小企業など地方を支える産業の支援に万全を期す。

第21回新しい資本主義実現会議（令和5年8月31日総理発言）（抜粋）

今年の賃上げ率は3.58パーセント、中小企業に限っても3.23パーセントであり、30年ぶりの高水準となりました。また、今年度の最低賃金額は全国加重平均1,004円となり、目標の1,000円超えを達成いたしました。最低賃金については、さらに着実に引き上げを行っていく必要があります。引き続き、公労使三者構成の最低賃金審議会で、毎年の賃上げ額についてしっかりと御議論いただき、その積み上げにより2030年代半ばまでに全国加重平均が1,500円となることを目指してまいります。

賃金及び最低賃金の安定的な引き上げが必要であり、そのためには中小・小規模企業の労務費の円滑な転嫁が必要です。政府・公正取引委員会は実態調査の結果を踏まえ、年内に発注者側のあるべき対応を含め、詳細な指針を策定・公表し、周知徹底を行います。

経済状況の見込みに関する参考資料

○中長期の経済財政に関する試算（令和5年7月25日 経済財政諮問会議提出）より抜粋

各シナリオの主要な前提

	TFP上昇率 (2022年度 0.5%)	労働参加率 ⁶⁾ (2022年度 62.6%)
ベースライン	近年の動向を踏まえ、直近の景気循環 ⁷⁾ の平均、0.5%程度で推移	女性と高齢者を中心とした一定の上昇 (2032年度 63.8%)
成長実現	日本経済がデフレ状況に入る前の期間の平均、1.4%程度に到達	女性と高齢者を中心とした上昇イニケースよりも上昇 (2032年度 65.0%)

図7：消費者物価上昇率

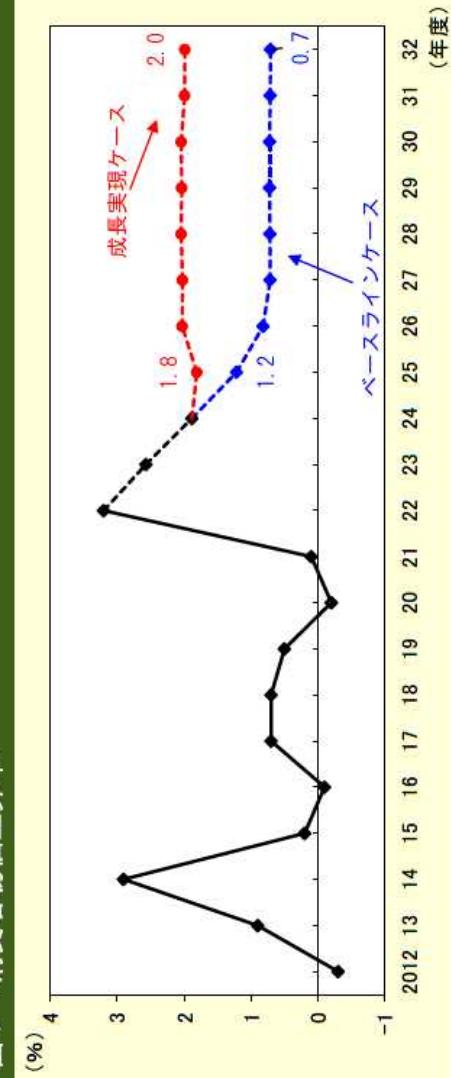


図6：賃金上昇率

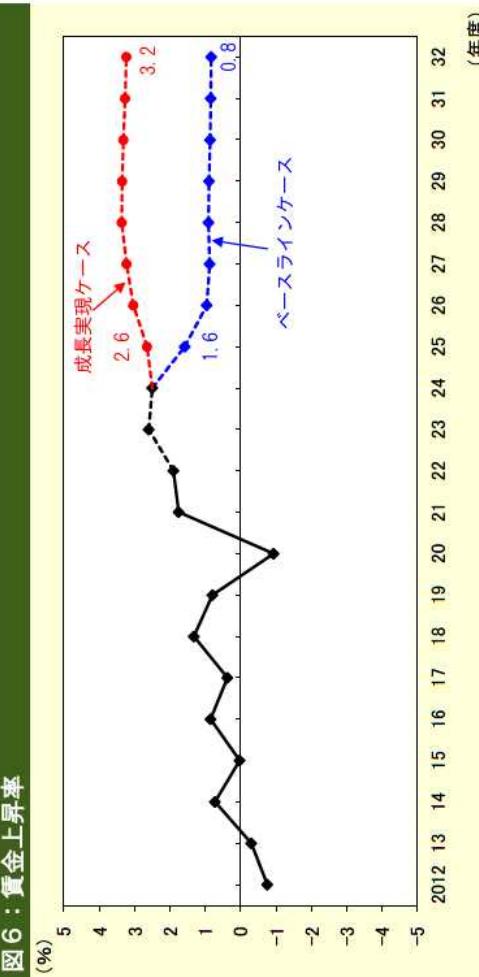
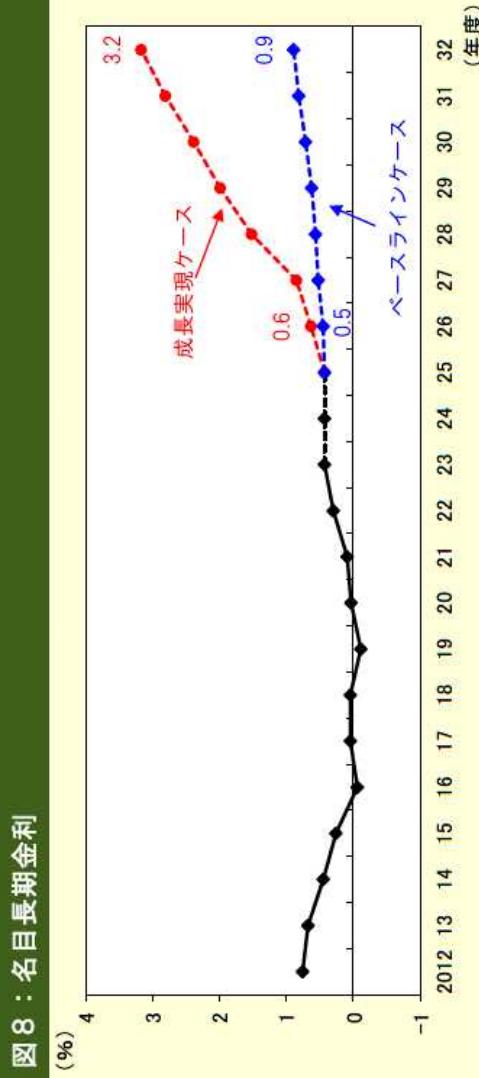


図8：名目長期金利



2. 運用利回りの設定について

令和4年度末の責任準備金の算定では、運用利回りを1.00%と設定している。

⇒ これにより、n年後の1年間に支払う年金額を現在価値に換算すると、 $\frac{1}{1.01^{n-1}}$ 倍となる。

○運用利回りの設定の根拠

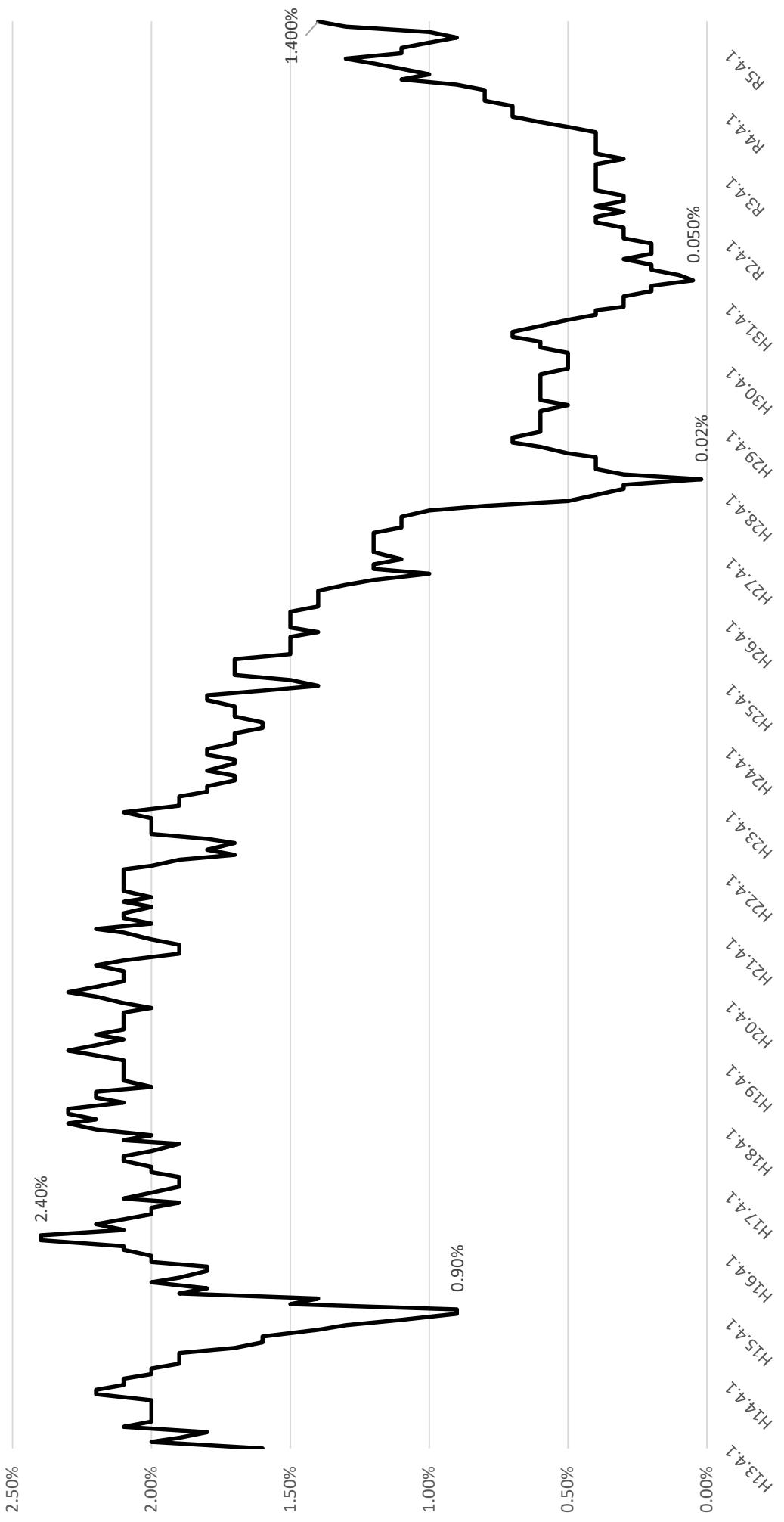
(1) 一般的に予定運用利回りは、過去の運用実績やポートフォリオを考慮して設定する（いわゆる期待収益率）。労災保険の場合、積立金の全額を財政融資資金に預託することとされており、毎年度4,000億円前後を18～20年単位で預託していることから、期待収益率は、①既に預託している預託債権から得られる利子収入、②償還期限が到来する債権を再預託する際の期間及び金利水準、に基づき算定できること。

⇒ 今後の預託金利について、現下の預託金利水準が維持されると仮定し、今後6年間（労災保険率改定を含めた2回分の期間に相当）の利子収入を計算すると、年平均で1.00%台の運用利回りとなることから設定

(2) 令和5年1月の労災保険財政懇談会において、しばらくは運用利回りより賃金上昇率の方が高くなり責任準備金の水準が上がることも考えられる、との意見があつたこと。

積立金運用利用回りに関する参考資料

預託金利の推移（平成13年4月～令和5年10月）



3. 残存表の改定について

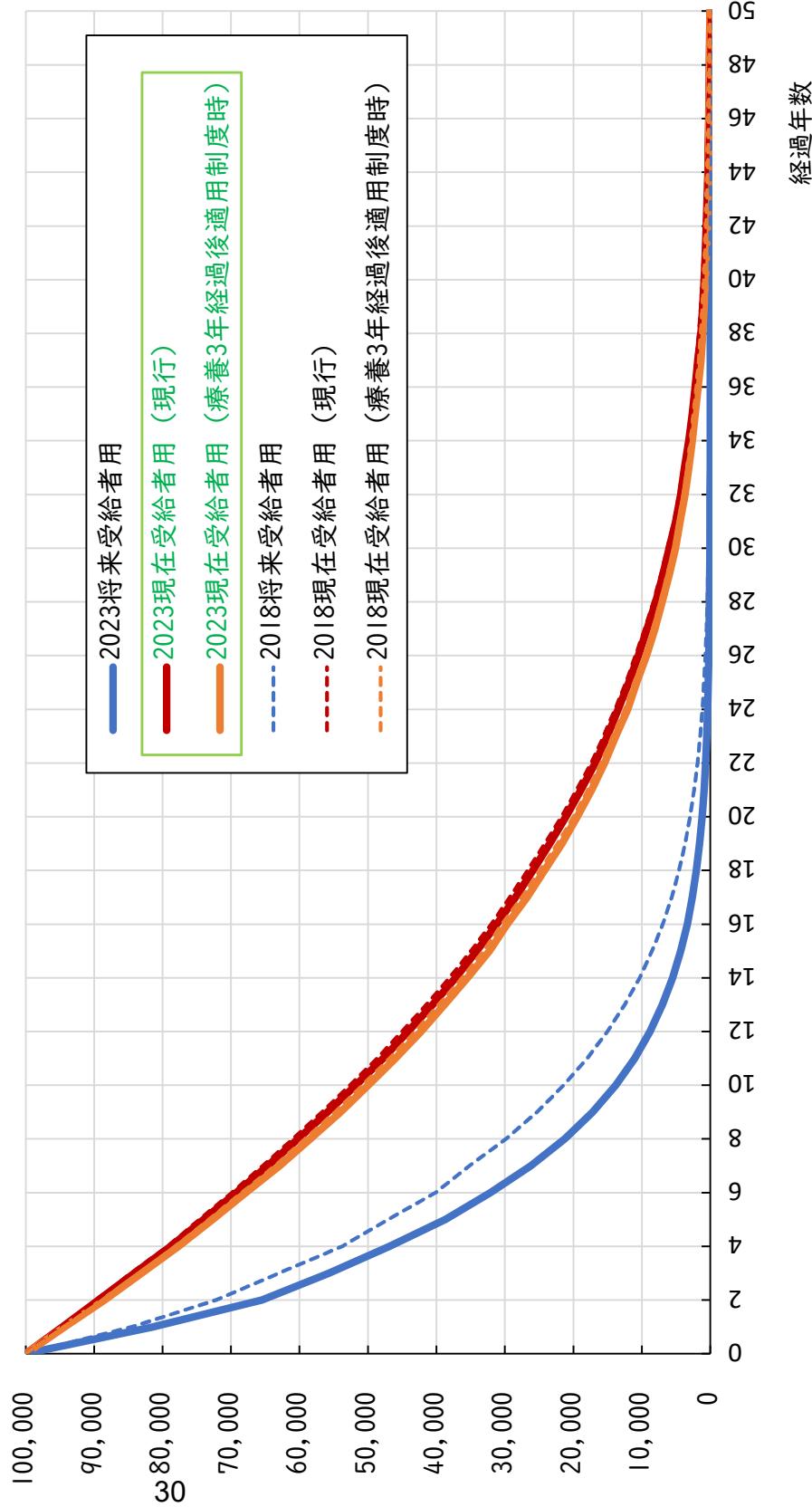
(概要)

- ・ 残存表は、労災保険の年金種類毎に、10万人が一斉に受給開始をしたと仮定した場合に、経過年数ごとに引き続き年金を受給している人数（残存数）を示したもの。
 - ・ 年金受給者数の今後の推移を見込む際に利用しており、現在受給者用と将来受給者用の2種類を作成している。前者は各年度末の責任準備金の算定時に既存の受給者がどのようすに推移していくか、後者は労災保険率の改定時に今後3年間での新規受給者がその後どのように推移していくかの推計を利用している。
- ※ 現在受給者用は過去の全期間の年金給付実績を用いて算定しているが、将来受給者用はより足下の動向を反映させるために、2012年以降の給付実績を用いている。
- ・ 残存表の作成には、労災保険の年金給付実績データの他、完全生命表を利用しており、基本的には、完全生命表が更新される5年ごとに更新している。令和4年に第23回完全生命表（令和2年の生命表）が公表されたことから、令和4年度末の責任準備金の算定及び令和6年の労災保険率の算定にあわせて、今回、残存表を更新することとした。
 - ※ 年金給付実績だけでは、受給開始から長期間経過した後の残存数について、実績件数が少ない又は実績が存在しないことから算定が困難なため、完全生命表で補完している。
 - ・ 以降では、今回（2023年）算定した残存表と前回（2018年）更新した残存表をグラフ化してその変化をみている。

傷病補償年金・じん肺の残存数

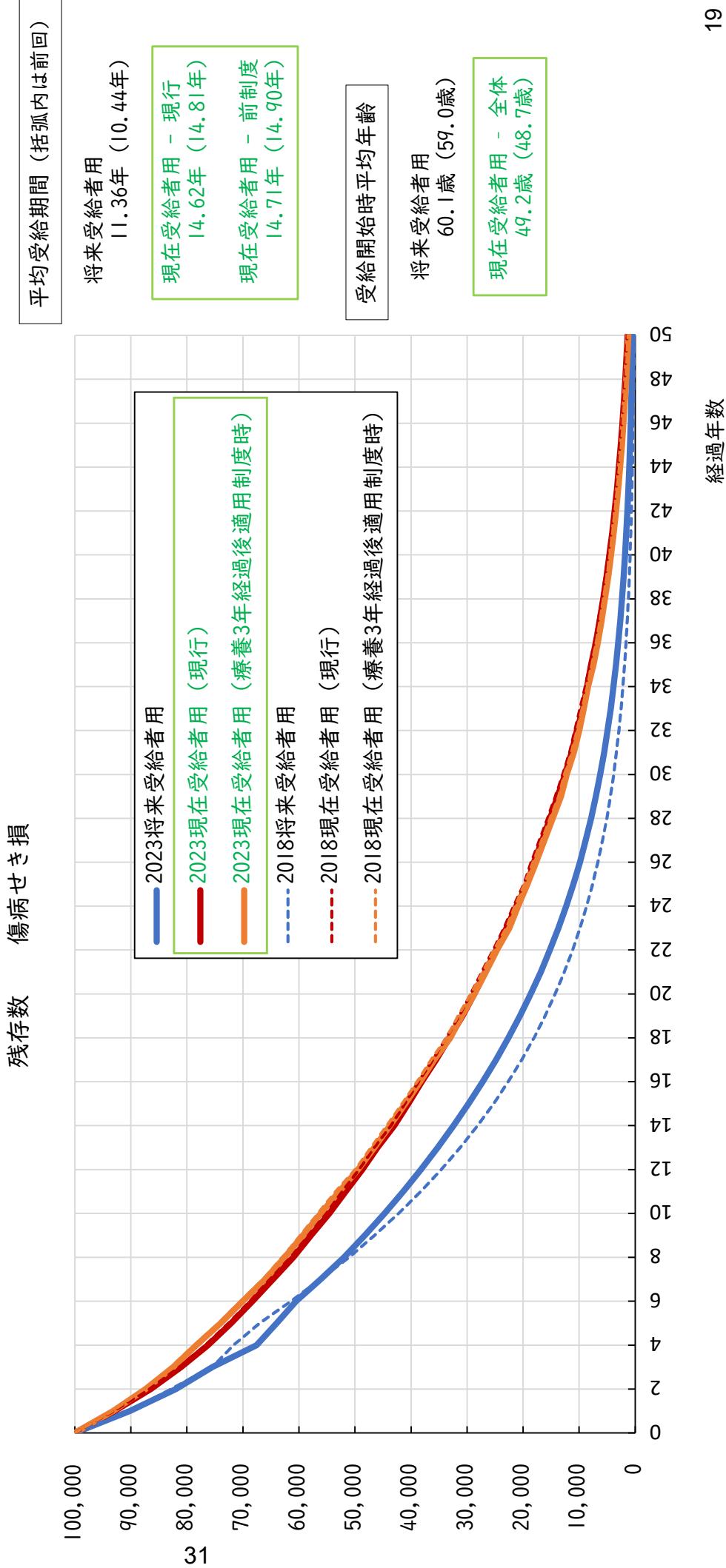
- 特に将来受給者用において、前回（2018）から残存数が大きく低下した。
- 現在受給者用についてもわずかながら前回より残存数が低下している。

残存数　傷病じん肺



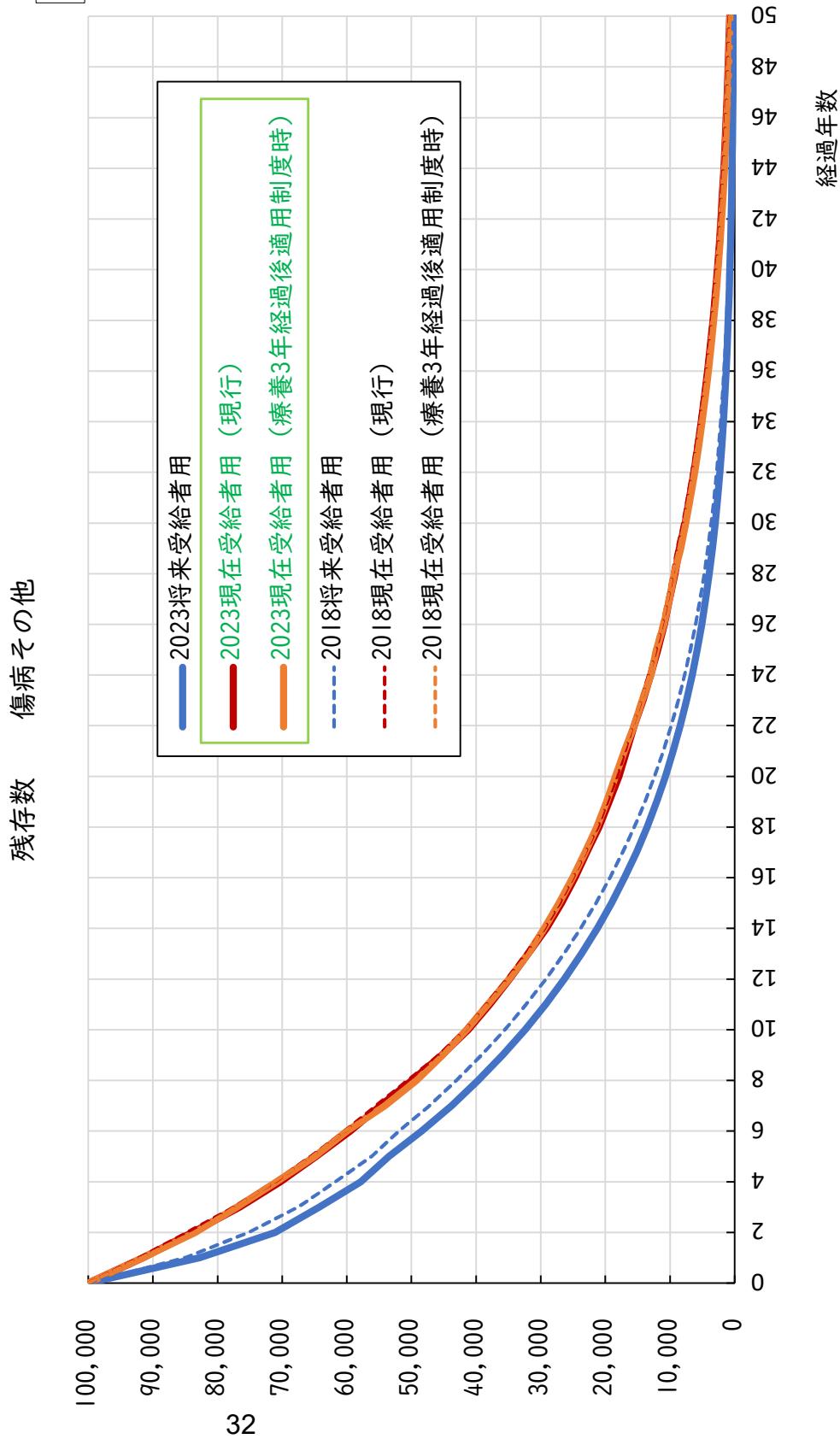
傷病補償年金・せき損の残存数

- 将来受給者用において、前回から残存数が上昇したが、現在受給者用ではあまり変化が見られない



傷病補償年金・その他の残存数

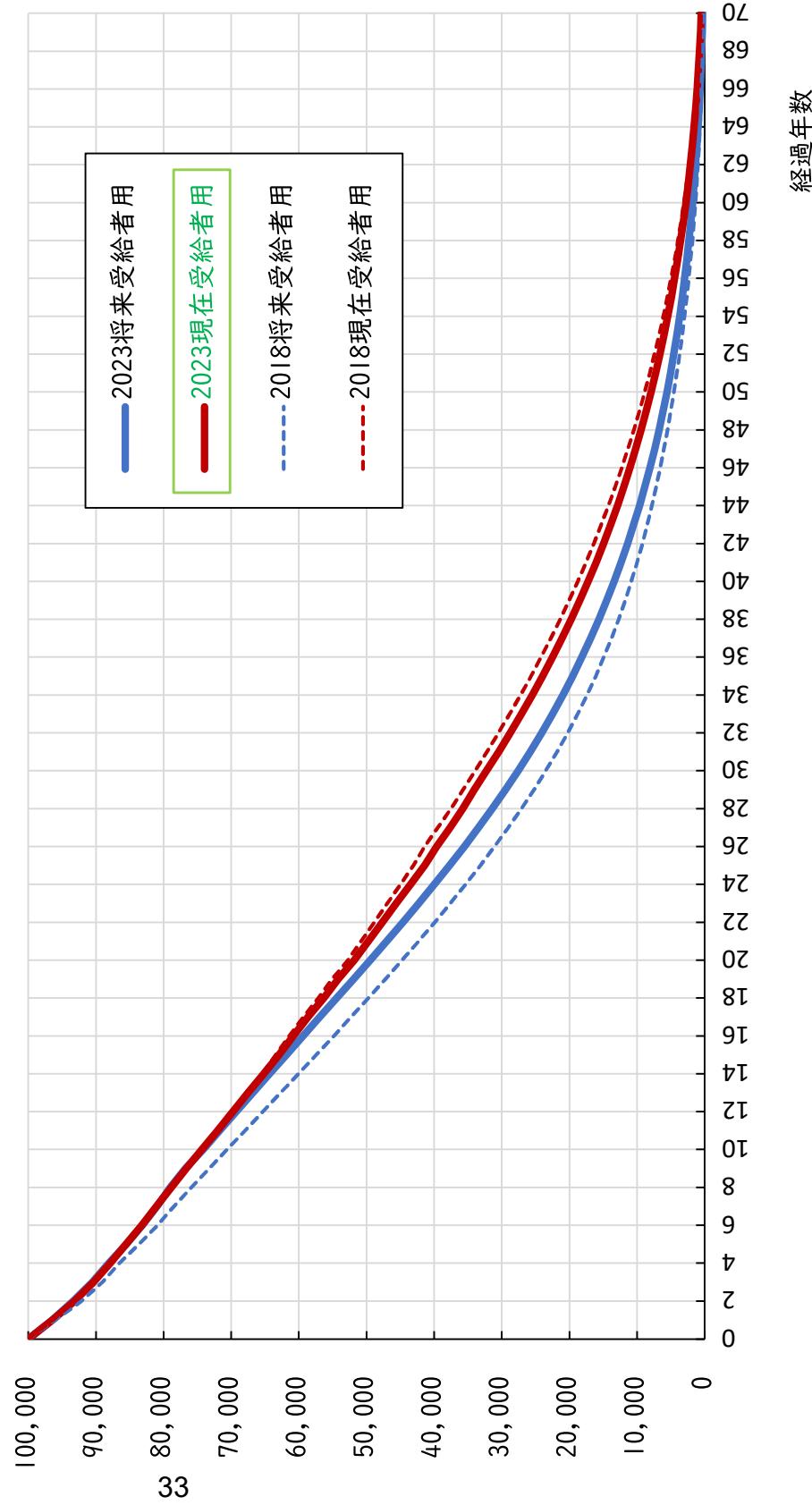
- 将来受給者用において、前回から残存数が低下したが、現在受給者用ではあまり変化が見られない



障害補償年金（1～3級）の残存数

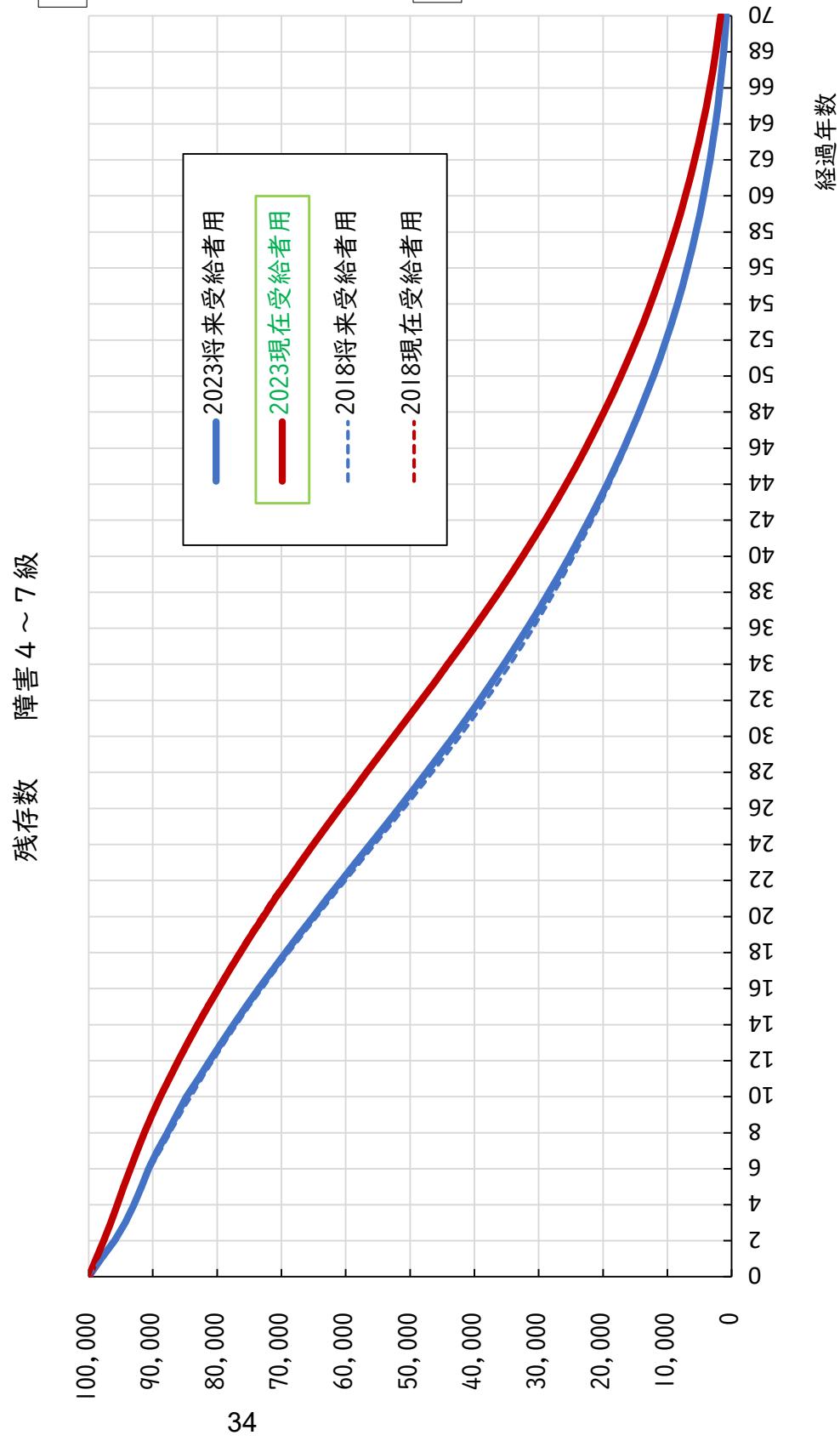
- 将来受給者用では前回から残存数が上昇した一方、現在受給者用では前回より残存数は低下した。
- 結果として、将来受給者用と現在受給者用との差が縮小さった。

残存数 障害 1～3級



障害補償年金（4～7級）の残存数

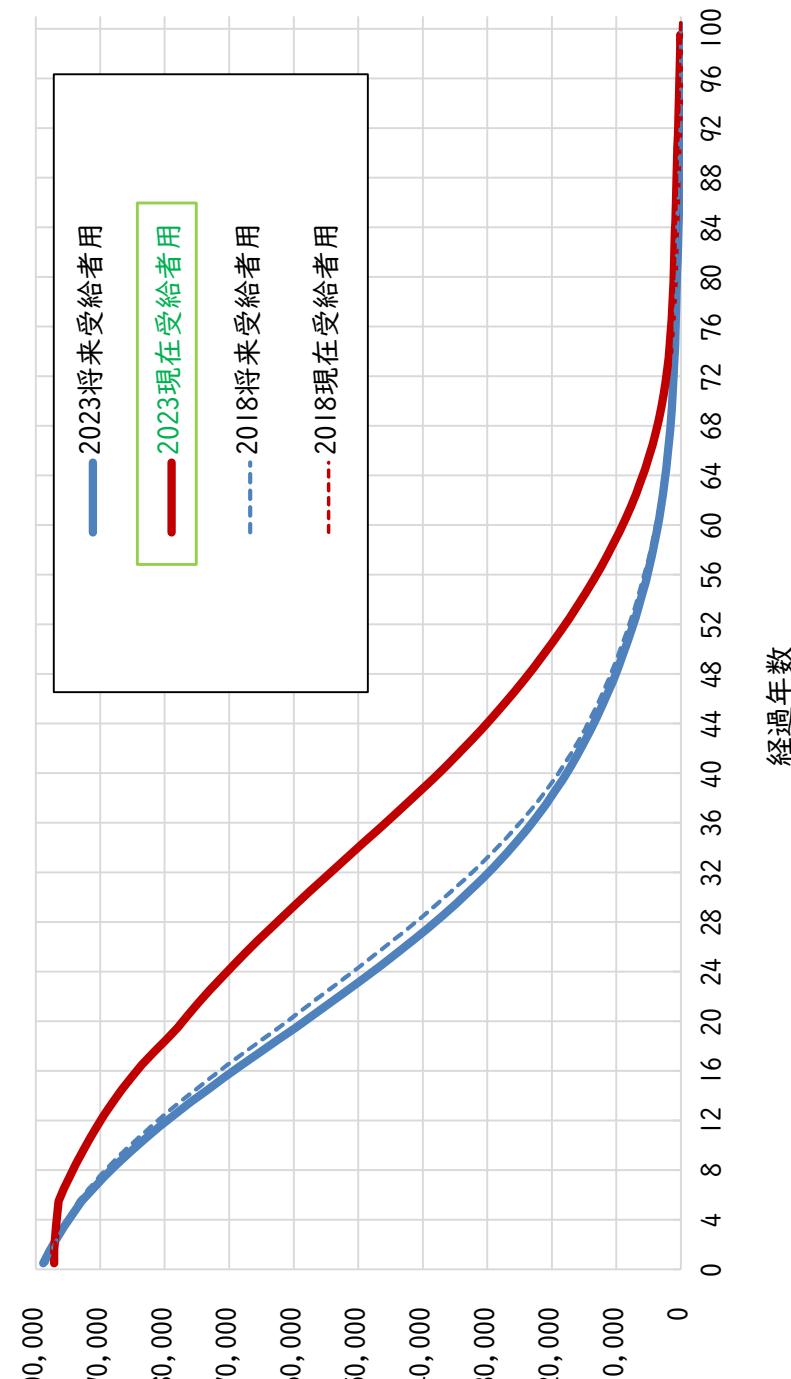
- 将来受給者用でわざかに前回より残存数が上昇したが、現在受給者用ではほぼ変動がみられない。



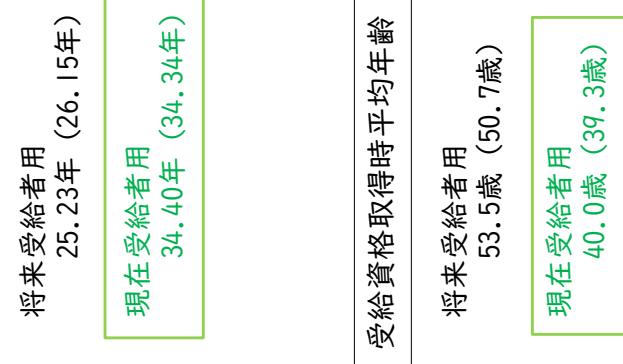
遺族補償年金の残存数

- 将来受給者用でわざかに前回より残存数が低下したが、現在受給者用ではほぼ変動がみられない。

経過年数別残存数 遺族



平均受給期間（括弧内は前回）



労災保険財政懇談会の概要（論点と主な意見）※令和5年1月13日開催

- 将来の賃金上昇率を予測することは非常に困難であるが、昨今的情勢から、賃金上昇率の設定は上げることが妥当。内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」による経済見通しなどを材料に設定することが考えられる。
- 公的年金の財政モデルは100年を想定したもので、労災保険における責任準備金は、現在年金を受給している方々のみを対象としており、足元から10年程度の経済を想定することが重要。
- 賃金上昇率と運用利回りがパラメータとして設定されるとこどろ、過去の傾向をみると運用利回りが賃金上昇率より高いといふことが一般的であるが、2019年の公的年金の財政検証では足元10年で賃金上昇率の方が高い傾向もみられ、しばらくは賃金上昇率の方が高くなり責任準備金の水準が上がるこども考えられる。
- 積立金の水準と単年度の給付規模を考えると、社会情勢の変化が直ちに財政上の問題になるものではないが、責任準備金の算定に用いる基礎率については、社会情勢を捉えながら、少しづつ実態に合わせていくことが良い。

労災保険率の設定に関する基本方針（案）

平成 17 年 3 月 25 日制定

令和 5 年 月 日改定

労災保険率は、将来にわたる労災保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるよう^に設定することとされ、おおむね 3 年ごとに公労使三者から構成される審議会での審議を経た上で改定を行っている。

平成 16 年 3 月 19 日に「規制改革・民間開放推進 3 か年計画」が閣議決定され、その中で「事業主の労働災害防止へのインセンティブをより高めるとの観点も踏まえ、業種別の保険料率の設定について、業種ごとに異なる災害リスクも踏まえ、専門的な見地から検討し、早急に結論を得る。」とされたところであり、これを受けて、厚生労働省においては学識経験者による労災保険率の設定について総合的な検討を行った。

今般、その検討結果を踏まえ、労災保険率の設定に関する基本方針を定め、今後、この基本方針に基づき、労災保険率の設定を行うこととし、これによって、労災保険率の設定手続の透明化を図ることとする。

1 業種別の設定

労災保険率は、業種別に設定する。

労災保険の業種区分は、労働災害防止インセンティブを有効に機能させるという観点から、作業態様や災害の種類の類似性のある業種グループ等に着目して、当該グループごとの災害率を勘案して分類することとする。

その際には、費用負担の連帶性の下に労働災害防止活動を効果的に浸透させていくことのできる業界団体等の組織状況等について斟酌しつつ、保険技術上の観点から、保険集団としての規模及び日本標準産業分類に基づく分類等をも勘案する。

2 改定の頻度

労災保険率は、原則として 3 年ごとに改定する。

3 算定

労災保険率は、次に掲げる方式により算定する。

(1) 算定の方法

イ 算定の基礎

算定の基礎は、過去 3 年間の保険給付実績等に基づいて算定する料率設定期間における保険給付費等に要する費用の予想額とする。

ロ 業種別の料率に係る基本的な算定方式

業務災害分の料率については、短期給付分、長期給付分に分けて、各々、次の

方式により算定する。

(イ) 短期給付分(療養補償給付、休業補償給付等)

短期給付分については、3年間の收支が均衡する方式(「純賦課方式」)により算定する。

(ロ) 長期給付分(年金たる保険給付等)

長期給付分については、災害発生時点の事業主集団から、将来給付分も含め年金給付等に要する費用を全額徴収する方式(「充足賦課方式」)により算定する。

ハ 全業種一律賦課方式

給付等に要する費用のうち、以下に掲げる部分については、全業種一律賦課により算定する。

(イ) 業務災害分

a 短期給付のうち、災害発生より3年を経ている給付分

b 長期給付のうち、災害発生から7年を超えて支給開始される給付分

c 複数事業労働者に係る給付において、災害発生事業場以外の事業に使用されていることにより上乗せされる給付に相当する分

ed 年金積立調整費用過去債務分(既裁定年金受給者に係る将来給付費用の過不足額)

(ロ) 非業務災害分等

非業務災害分(複数業務要因災害分、通勤災害分及び二次健康診断等給付分)、社会復帰促進等事業労働福祉事業及び事務の執行に要する費用分

(2) 激変緩和措置等

算定された数値が増加した場合に、これに対応して労災保険率が一挙に引き上がる業種の労災保険率については、必要に応じて一定の激変緩和措置を講ずる。

さらに、産業構造の変化に伴って事業場数、労働者数の激減が生じたため、保険の収支状況が著しく悪化している業種の労災保険率については、必要に応じて一定の上限を設ける。

これらの具体的な措置については、料率改定時において、過去3年間の数理計算も踏まえて設定する。

なお、激変緩和措置等を講ずることにより財政的な影響が出る場合には、その必要な所要額については、全業種一律賦課とする。

4 労災保険率改定の手続等

労災保険率は、労災保険率の改定に係る基礎資料を公開するとともに、これに基づく審議会での検討を経て決定する。

労審発第1121号
令和元年12月23日

厚生労働大臣
加藤 勝信 殿

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一



複数就業者に係る労災保険給付等について（建議）

本審議会は、標記について検討を行った結果、下記のとおりの結論に達したので、厚生労働省設置法第9条第1項第3号の規定に基づき、建議する。

記

別紙「記」のとおり。

令和元年12月23日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

労働条件分科会

分科会長 荒木 尚志

複数就業者に係る労災保険給付等について

本分科会は、標記について検討を行った結果、下記のとおりの結論に達したので報告する。

記

別紙「記」のとおり。

令和元年12月23日

労働条件分科会

分科会長 荒木 尚志 殿

労災保険部会

部会長 荒木 尚志

複数就業者に係る労災保険給付等について（報告）

本部会は、標記について検討を行った結果、下記のとおり結論に達したので報告する。

記

別添のとおり、厚生労働大臣に建議すべきである。

複数就業者に係る労災保険給付等について（報告）

我が国における副業・兼業を取り巻く状況をみると、副業・兼業を容認している企業が 14.7% にとどまる¹一方、多様な働き方を選択する者やパート労働者等で複数就業している者が増加している²実状がある。

複数就業者に係る労働法制上の課題等について、「働き方改革実行計画」（平成 29 年 3 月 28 日働き方改革実現会議決定）において、働き方改革を進めていく上で、「副業・兼業を希望する方は、近年増加している一方で、これを認める企業は少ない。労働者の健康確保に留意しつつ、原則副業・兼業を認める方向で、副業・兼業の普及促進を図る。」とされ、その際の労災保険給付の在り方については、他のセーフティネットとともに、「さらに、複数の事業所で働く方の保護等の観点や副業・兼業を普及促進させる観点から、雇用保険及び社会保険の公平な制度の在り方、労働時間管理及び健康管理の在り方、労災保険給付の在り方について、検討を進める。」とされたところである。

その後、「未来投資戦略 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）において、「副業・兼業の促進に向けて、ガイドライン及び改定した「モデル就業規則」の周知に努めるとともに、働き方の変化等を踏まえた実効性のある労働時間管理や労災補償の在り方等について、労働者の健康確保や企業の予見可能性にも配慮しつつ、労働政策審議会等において検討を進め、速やかに結論を得る。」とされたところである。

また、本年 6 月 21 日に閣議決定された「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」において、労災保険給付の在り方については、「副業・兼業の場合の労災補償の在り方について、現在、労働政策審議会での検討が進められているが、引き続き論点整理等を進め、可能な限り速やかに結論を得る。」とされたところである。

労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会では、上記のような複数就業者の実状や政府の動きを踏まえ、平成 30 年 6 月 22 日以降、労災保険制度における複数就業者に係るセーフティネットの在り方として、現行制度では複数就業者の全就業先の賃金合算した分を基に労災保険給付が行われないこと及び複数就業者の全就業先の業務上の負荷を合わせて評価して労災保険給付が行われないことについて、その課題及び対応の検討を行ってきた。本年 6 月 27 日には、

¹ 第 70 回労災保険部会資料 1-1。

² 総務省「就業構造基本調査」によれば、本業も副業も雇用者である副業者数は、平成 4 年で 75.7 万人（雇用者全体に占める割合は 1.4%）であったが、平成 29 年には 128.8 万人（雇用者全体に占める割合は 2.2%）となっている。また、同調査によれば、本業も副業も雇用者である労働者数について、本業の就業形態がパートの労働者は平成 14 年で 16.5 万人であったのに対し、平成 29 年には 35.1 万人となっている。

「複数就業者への労災保険給付についての検討状況」として、これまでの議論や今後検討すべき課題の整理を行うなど、複数就業者が安心して働くことができるような環境を整備する観点から、精力的に議論を深めてきたところである。

今般、当部会において下記のとおり意見の一致をみたので、この旨報告する。この報告を受けて、厚生労働省においては、労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律を改正するための法律案を次期通常国会に提出することをはじめ所要の措置を講ずることが適当である。

記

1 複数就業者が被災した場合の給付額の見直し

※ 事故による負傷等又は一の就業先の負荷に起因する疾病等の場合

(1) 見直しの方向について

被災労働者の稼得能力や遺族の被扶養利益の喪失の填補を図る観点から、複数就業者の休業補償給付等について、非災害発生事業場の賃金額も合算した上で給付額を決定することが適当である。

この場合、非災害発生事業場の事業主は、現行どおり労働基準法に基づく災害補償責任を負わないものである。

また、災害発生事業場の事業主が、非災害発生事業場での賃金を基礎とした給付分まで労働基準法に基づく災害補償責任を負うことは、使用者責任を著しく拡大するものであることから、その責任を負わないとすることが適当である。

(2) 保険料負担について

災害発生事業場の属する業種の保険料率の算定に当たっては、現行と同様、災害発生事業場の賃金に基づく保険給付額のみ災害発生事業場の属する業種の保険料率及び当該事業場のメリット収支率の算定の基礎とすることが適当である。

また、非災害発生事業場の属する業種の保険料率の算定に当たっては、非災害発生事業場の賃金に基づく保険給付額について、非災害発生事業場の属する業種の保険料率及び当該事業場のメリット収支率の算定の基礎とはしないこととするのが適当である。

非災害発生事業場での賃金を基礎とした保険給付分については、全業種一律の負担とすることが適当である。

(3) 通勤災害について

通勤災害についても、通勤は労務の提供と密接な関連をもった行為であり、業務災害に準じて保護すべきものであるため、複数就業先の賃金を合算した上で給付額を算定することが適当である。

2 複数就業者の認定の基礎となる負荷について

※ それぞれの就業先の負荷のみでは業務と疾病等との間に因果関係が認められない場合

(1) 見直しの方向について

複数就業者について、それぞれの就業先の負荷のみでは業務と疾病等との間に因果関係が認められないものの、複数就業先での業務上の負荷を総合して評価することにより疾病等との間に因果関係が認められる場合、新たに労災保険給付を行うことが適当である。この場合、それぞれの就業先の負荷のみでは業務と疾病等との間に因果関係が認められないことから、いずれの就業先も労働基準法上の災害補償責任を負わないものである。

なお、一の就業先における業務上の負荷によって労災認定できる場合は、現行と同様、当該就業先における労働災害と整理することとし、当該就業先に災害補償責任があり、他の就業先は災害補償責任を負わないとすることが適当である。

(2) 認定方法について

複数就業先の業務上の負荷を総合して評価して労災認定する場合についても、労働者への過重負荷について定めた現行の認定基準の枠組みにより対応することが適当である。ただし、脳・心臓疾患、精神障害等の認定基準については、医学等の専門家の意見を聴いて、運用を開始することにも留意することが適当である。

また、現行、脳・心臓疾患や精神障害の労災認定に当たっては、複数就業先での過重負荷又は心理的負荷があつたことの申立があつた場合、労働基準監督署が複数の就業先での労働時間や具体的出来事を調査している。このため、それぞれの就業先での業務上の負荷を総合して評価して労災認定する場合であつても、このプロセスは維持することが適当である。

(3) 給付額について

一の就業先における業務上の負荷によって労災認定できる場合に、非災害発生事業場の賃金額も合算した上で給付額を決めることとするのであれば、

複数就業先での業務上の負荷を総合して労災認定する場合の給付額も、基本的には複数事業場の賃金額を合算した上で算定することが適当である。

(4) 保険料負担について

複数就業先の業務上の負荷を総合して評価して労災認定する場合、当該給付に係る保険料負担については、いずれの事業場の属する業種の保険料率の算定の基礎とはせず、通勤災害と同様に全業種一律とすることが適当である。

また、複数就業先の業務上の負荷を総合して評価して労災認定する場合、いずれの事業場のメリット収支率の算定の基礎としないこととする。

3 1及び2に係る共通事項

(1) 複数就業者の範囲について

複数就業者とは、

- ① 同時期に複数の事業と労働契約関係にある者
- ② 一以上の事業と労働契約関係にあり、かつ他の就業について特別加入している者
- ③ 複数就業について特別加入している者

が考えられるが、被災（疾病の発症を含む。）したときに、これらに該当する場合を、基本的に労災保険制度における複数就業者と考えることが適当である。

ただし、脳・心臓疾患や精神障害等の疾病等であって、原因と発症の時期が必ずしも一致しない場合については、発症時にいずれかの就業先を退職している場合も考えられるので、別途の取扱いとすることが適当である。

なお、労働者として就業しつつ、労働者以外の働き方を選択している場合（特別加入している場合を除く）については、労災保険制度の趣旨を踏まえ、今回の複数就業者に係る保険給付の対象とはしないこととする。

(2) 特別加入者の取扱いについて

労働基準法上の労働者でない者についても、業務の実態、災害の発生状況等からみて労働者に準じて労災保険により保護するにふさわしい者について特別加入を認めているという趣旨を踏まえると、一以上の就業先において特別加入している場合についても、複数就業先で労働者である場合と同様の取扱いとすることが適当である。

(3) 給付基礎日額の最高・最低限度額等について

自動変更対象額や年齢階層別の最高・最低限度額については、その趣旨から、

非災害発生事業場の賃金額を合算した場合も、その取扱いを変えないことが適当である。

複数就業先での業務上の負荷を総合して評価して労災認定する場合の給付額についても同様に、自動変更対象額や年齢階層別の最高・最低限度額の取扱いを変えないことが適当である。

複数就業者が一の就業先で被災した場合において、いずれかの就業先で有給休暇を取得したような場合、他の就業先の休業については、休業（補償）給付の対象とすることが適当である。

複数就業者が一の就業先で被災した場合において、いずれかの就業先で部分休業した場合、現行の部分休業の取扱いに準じて給付することが適当である。

(4) 特別支給金の取扱い

特別支給金については、賃金額やボーナス等特別給与の金額により算定しているものについては、その制度趣旨から非災害発生事業場の賃金額や特別給与の金額も合算した上で給付額を算定することが適当である。

また、給付基礎日額と同様に、算定基礎年額及び算定基礎日額の上限額については、非災害発生事業場の賃金額を合算した上でも、その取扱いを変えないことが適当である。

(5) 新たな制度の円滑な実施を図るための準備について

今般の複数就業者の労災保険給付に係る新たな制度を実施するには、

- ① 関係政省令を整備する必要があり、その際、当部会において議論する必要があること
 - ② 上記の政省令を踏まえて、関係告示や通達等を整備する必要があること
 - ③ 上記内容について労使団体を通じるなどして、事業主や労働者に広く周知する必要があること
 - ④ 都道府県労働局・労働基準監督署において事務が円滑に進むよう、新たな制度の内容について熟知させる必要があること
- から、施行まで一定の期間を設けることが適当である。

4 その他運用に関する留意点

(1) 申請手続き等について

非災害発生事業場における賃金額等の把握の手続きに係る労使の負担軽減のため、災害発生事業場の証明事項を可能な限り活用し、非災害発生事業場における証明事項を必要最低限にとどめる等の対応を検討することが適当である。

その他、当部会において運用に係る検討を行う必要がある。

- (2) 労災保険率が極力引きあがらないようにするための方策について
労働災害を減少させるため、災害防止努力を促すことが必要である。
また、社会復帰促進等事業や事務費は労災保険給付に付加的なものであることにかんがみ、
- ① 社会復帰促進等事業については、P D C A サイクルで不断のチェックを行い、その事業評価の結果に基づき、予算を毎年精査するとともに、事業の必要性について徹底した精査を行う
 - ② 事務費については、効率性の観点から不断の見直しを行うことによりできるかぎり抑制し、今般の見直しによる給付増分を可能な限り吸収できるようにすることが適当である。
- これらにより、今般の制度見直しに伴い労災保険率が極力引き上がらないようにする必要がある。

(3) 特別加入制度の在り方

現在、働き方が多様化し、複数就業者数が増加するとともに、労働者以外の働き方で副業している者も一定数存在する。

また、特別加入制度創設時の昭和 40 年当時にはなかった新たな仕事（例えば I T 関係など）が創設されるとともに、様々な科学技術の成果が、我々の生活の中に急速に浸透している。

このような社会経済情勢の変化も踏まえ、特別加入の対象範囲や運用方法等について、適切かつ現代に合った制度運用となるよう見直しを行う必要がある。

労災保険財政懇談会開催要綱

1. 趣旨・目的

労災保険制度は、昭和 22 年に創設され、令和 3 年度末現在では、適用事業場数は約 295 万事業場、適用労働者数は約 6,100 万人となっており、短期給付として新規に年間約 68 万人に療養補償、休業補償等を、長期給付として約 20 万人に労災年金を給付している。財政状況は、令和 3 年度において、保険料収入約 8,500 億円を含む収入全体が約 1 兆 2,000 億円、保険給付等約 8,000 億円を含む支出全体も同様に約 1 兆 2,000 億円となっており、また、年金受給者の将来給付原資として積立金を約 7 兆 8,000 億円保有し、責任準備金を算定し、積立金の評価を行っている。

責任準備金については、令和 3 年 12 月の行政改革推進会議において、「責任準備金の算出根拠となる賃金上昇率や運用利回りについては、設定値と実績値とが乖離していることからも、妥当性について検証を行うとともに、その適正水準について引き続き検討する必要がある。」と指摘されたところである。

このため、労災保険財政を取り巻く経済情勢等の動向を踏まえつつ、賃金上昇率や予定運用利回りの設定を含む責任準備金の算定方法や労災保険財政に係る課題等を検証するため、社会保障、保険数理等の外部有識者から専門的知見に基づく意見を聴取し、検討に資することとするものである。

2. 主な論点

(1) 責任準備金の算定方法

- ・賃金上昇率の設定
- ・予定運用利回りの設定
- ・年金給付単価の設定
- ・将来の残存状況の設定 等

(2) その他労災保険財政に係る課題

3. 懇談会の運営

- (1) 本懇談会は、厚生労働省大臣官房審議官（労災、建設・自動車運送分野担当）が趣旨・目的に適した外部有識者の出席を求めて開催する。
- (2) 本懇談会の内容は、その議事概要を労災保険部会に報告する。
- (3) 本懇談会の議事については、原則として公開とする。

4. 外部有識者

- ・小野 正昭 年金数理人
- ・加藤 久和 明治大学政治経済学部教授
- ・島村 晓代 立教大学法学部教授
- ・堀田 一吉 慶應義塾大学商学部教授

以上